

地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、地域全体の地域公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定めるために、府中町地域公共交通網形成計画(以下、網計画)を令和元年に策定いたしました。

その後、令和2年10月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により、新たに地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。同計画は網計画に代わる計画であり、表―5のように変わりました。

府中町では令和5年度に地域公共交通計画として網計画を改訂することといたしました。フィーダー補助金申請に必要な事項など地域公共交通計画に変わったことで新しく追記すべきことを記載し、また網計画策定時(令和元年)からの変化(つばきバスのダイヤ・運賃変更やうぐいす号の導入)について記載いたします。

これから年度末に向けて計画の改訂を進めてまいります。計画改訂については次回の協議会の議案としてあげさせていただきます。

表―5 地域公共交通計画と従来の計画の違い

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)
計画の 対象	- ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む - 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする
位置 づけ	- 地方公共団体による作成を法的に<u>努力義務化</u> - 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む	地方公共団体による作成が可能
実効性 確保	<u>定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</u> <u>定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化</u>	- 可能な限り具体的な数値指標を明示 - 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価

(国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き [入門編]より引用)